

## 栗東市附属機関等の会議の公開に関する要領

### 第 1 趣旨

この要領は、栗東市情報公開条例（平成 12 年栗東町条例第 4 号）の規定の趣旨にのっとり、市政の見える化の推進と公正性の確保を図るため、附属機関等の会議の公開について必要な事項を定めるものとする。

### 第 2 対象の附属機関等

この要領の対象となる附属機関等は、次に掲げるものとする。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、法律又は条例の規定に基づき設置される審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関
- (2) 栗東市情報公開条例第 2 条第 1 号に定める実施機関が任意に設置する協議会、懇談会その他これらに類するもの。ただし、次に掲げるものは除く。
  - ア 設置根拠が条例、規則、要綱又は規程にないもの
  - イ 市の職員のみで構成されているもの
  - ウ 関係団体の連絡調整を主な目的としているもの
  - エ 特定のイベント、行事等の推進を目的としているもの
  - オ その他この要領の対象とすることが適当でないと認められるもの

### 第 3 会議の公開の基準

会議は、次に掲げる場合を除き、原則として公開する。

- (1) 法令又は条例に非公開の定めのある場合
- (2) 次に掲げる情報に該当すると認められる事項を議事とする場合
  - ア 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの
  - イ 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他明らかに正当な利益を害すると認められるもの
  - ウ 市の要請を受けて、公開しないことを条件として任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公開しないことその他の条件を付したことが当該情報の性質、情報の提供、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

エ 国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国等」という。）との間における協議、依頼、協力等により市が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められる情報

オ 公開することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれのある情報

カ 市又は国等の事務事業に係る意思形成の過程における審議、協議、企画、検討、調査、研究等に関する情報であって、公開することにより、その事務事業又は同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障を生ずるおそれのある情報

キ 市又は国等が行う検査、監査、取締り、許可、認可、試験、審査、争訟、入札、交渉、渉外、人事等の事務事業に関する情報であって、公開することにより当該若しくは同種の事務事業の目的を失わせ、又は公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれのあるもの

#### 第4 公開・非公開の決定

会議の公開又は非公開の決定は、会議の公開の基準（以下「公開基準」という。）に基づき、当該附属機関等の長がその会議において行うものとする。附属機関等の長は、会議を公開しないと決定した場合は、適用した非公開基準（第3会議の公開の基準の各号に掲げるものをいう。）を明らかにしなければならない。

#### 第5 会議の開催の事前公表

附属機関等の所管課長等は、会議の開催に当たって、当該会議の開催日の2週間前までに、次に掲げる事項を情報公開コーナーへの備付け、ホームページへの掲載その他適切な方法により、公表しなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じた場合は、この限りでない。

- (1) 附属機関等の名称
- (2) 会議の開催の日時
- (3) 会議の開催の場所
- (4) 会議の議題
- (5) 傍聴者の定員
- (6) 傍聴の手続
- (7) 開催結果の公表方法
- (8) 問合せ先
- (9) その他必要な事項

## 第6 会議の公開方法等

- 1 附属機関等の長は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより、会議の公開を行うものとする。
- 2 附属機関等の長は、会場の規模等により会議の傍聴を認める定員をあらかじめ定めることができる。
- 3 会議の傍聴を希望する者は、会場においてその旨を申し出なければならない。
- 4 附属機関等の長は、会議の傍聴を希望する者の数が傍聴を認める定員の数を超える場合は、会場に到達した順により、当該会議の傍聴を認めるものとする。
- 5 所管課長等は、会議の傍聴を認められた者（以下「傍聴者」という。）に会議の資料（栗東市情報公開条例第9条各号に掲げる情報が記録されている部分を除く。以下同じ。）を提供するものとする。ただし、会議の資料が貴重、高額、大量その他の理由により、会議の資料を提供できない場合は、議事内容のわかる資料をもって会議の資料に代えることができる。
- 6 附属機関等の長は、会議を公正かつ円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとする。この場合において、附属機関等の長は、傍聴者に傍聴における遵守事項等を記載した書面の配付その他適切な措置をとるものとする。
- 7 附属機関等の長は、報道機関の取材活動について十分配慮するものとする。
- 8 傍聴者は、会場の秩序維持に関し、附属機関等の長の指示に従わなければならない。

## 第7 会議結果の公表

- 1 所管課長等は、会議録を作成し、会議の資料とともに次に掲げる事項を公表しなければならない。
  - (1) 附属機関等の名称
  - (2) 会議の開催の日時
  - (3) 会議の開催の場所
  - (4) 会議の議題
  - (5) 会議の出席者
  - (6) 会議の公開又は非公開の別
  - (7) 非公開の場合にあってはその理由
  - (8) 傍聴者数
  - (9) 議事の概要
  - (10) 問合せ先
  - (11) その他必要な事項
- 2 所管課長等は、会議の開催後1月以内に、前項の規定による公表を行わなければならない。

- 3 所管課長等は、情報公開コーナーへの備付け、ホームページへの掲載その他適切な方法により、第1項の規定による公表を行わなければならない。
- 4 所管課長等は、公開基準に該当しないことにより会議の全部又は一部を非公開とした場合において、当該会議の開催の結果を公表するときは、当該非公開情報が明らかとならないよう議事の概要の記載方法及び会議資料に十分配慮し、可能な範囲の情報を公表するよう努めるものとする。

#### 附則

この要領は、平成27年10月1日から施行し、同日以後に開催する附属機関等の会議について適用する。

## 栗東市空家等対策協議会傍聴取扱規程

平成29年7月26日決定  
栗東市空家等対策協議会

### 第1条 趣旨

この規程は、栗東市空家等対策協議会の会議の傍聴に関して、栗東市付属機関等の公開に関する要領（平成27年10月1日施行）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 第2条 傍聴者の決定手続

- 1 公開の会議を開催する場合、会議の開始予定時刻の30分前から会議開始時刻まで、会場受付において傍聴希望者の受付を行う。
- 2 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所および氏名を傍聴人受付簿（別記様式第1号）に記入しなければならない。
- 3 会議開始後に傍聴希望者が現れた場合、傍聴席に空席があるときは、議長は第2条1項および第3条の規定にかかわらず、議題の切替え時等に適宜、傍聴を許可することができる。

### 第3条 傍聴券

- 1 議長は、必要があると認めるときは、前条2項の規定にかかわらず、傍聴券（別記様式第2号）を交付することができる。
- 2 傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。
- 3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所及び氏名を記入しなければならない。
- 4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。
- 5 傍聴人が入場しようとするときは、所定の入口で傍聴券を提示しなければならない。
- 6 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。
- 7 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

### 第4条 傍聴席の確保

- 1 公開の会議を開催する場合、あらかじめ会場内の傍聴しやすい場所に傍聴席を設けるものとする。
- 2 傍聴席は、報道関係者席および関係機関職員席と明確に区分して設定するものとする。

### 第5条 会議の秩序維持のための措置

- 1 傍聴者は次の事項を遵守しなければならない。
  - (1) 会議の開催中は、静かに傍聴すること。発言、拍手等の方法により、議案または委

員の発言に対する賛否等の意向を表明しないこと。

(2) 会長の許可なく、旗、プラカード、ゼッケンの類を会場内に持ち込み、または着用してはならないこと。

(3) 会場内で飲食喫煙しないこと。

(4) 会長の許可なく写真撮影、録音、録画等を行わないこと。

(5) 非公開となる議題の前に議長の指示があった場合は、速やかに退席すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、または会議の支障となる行為を行わないこと。

2 傍聴者が1の遵守事項に違反した場合、会長または議長は次の措置を執ることができるものとする。

(1) 自らまたは事務局員に命じて、違反者に対して注意を促すこと。

(2) 違反者が前号の注意に従わないときは傍聴の許可を取り消し、退席を命じること。

3 事務局はあらかじめ会場受付付近および会場内の見やすい場所に傍聴に当たっての注意事項を掲示しておくものとする。

別記様式第1号（第2条2項関係）

傍聴人受付簿（NO.      ）

年第    回    栗東市空家等対策協議会                      年    月    日（    曜日）			
NO.	氏    名	住    所	備    考

別記様式第2号（第3条1項関係）

第      号
傍聴券
住所
氏名
年    月    日
栗東市空家等対策協議会

## 栗東市空家等対策協議会 傍聴の皆様へ

○下記の事項を遵守して下さい。

1. 会議の開催中は、静かに傍聴すること。発言、拍手等の方法により、議案または委員の発言に対する賛否等の意向を表明しないこと。
2. 会長の許可なく、旗、プラカード、ゼッケンの類を会場内に持ち込み、または着用してはならないこと。
3. 会場内で飲食喫煙しないこと。
4. 携帯電話、ポケットベルなど、受信音等を出さないこと。
5. 会長の許可なく写真撮影、録音、録画等を行わないこと。
6. 非公開となる議題の前に議長の指示があった場合は、速やかに退席すること。
7. 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、または会議の支障となる行為を行わないこと。

※ 上記の内容を守っていただけない場合、傍聴の認めを取り消し、退席を命じる場合があります。

公開

案件	備考
空家等対策策定スケジュールに関するもの	
空家等に関する現状・課題等に関するもの	
空家等対策の方向性に関するもの	
空家等対策計画に関するもの	
具体的な空家等対策に関するもの	空き家バンク、空き家利活用
特定空家等の認定基準に関するもの	
空家等対策に係る条例に関するもの	
空家等対策計画の進捗管理に関するもの	

非公開

案件	備考
特定空家等の認定に関するもの	協議において個人情報が必要なため 協議冒頭から退出してもらう予定 (参考) 個人情報保護法 栗東市個人情報保護条例

※上記案件以外の公開・非公開については、栗東市附属機関等の会議の公開に関する要領第4に基づき、協議会冒頭で栗東市空家等対策協議会の会長が決定する。